

○岐阜県東京圏からの移住支援事業における笠松町移住支援金交付要綱

令和元年6月11日告示第11号

改正

令和2年2月28日告示第21号

令和3年3月9日告示第23号

令和3年4月1日告示第80号

令和4年3月25日告示第24号

令和5年3月15日告示第18号

令和5年6月23日告示第143号の2

令和6年3月29日告示第59号

令和7年3月31日告示第76号

岐阜県東京圏からの移住支援事業における笠松町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 笠松町は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び笠松町総合計画に基づき、笠松町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から笠松町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、笠松町補助金交付規則（昭和50年笠松町規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第3条第3号を除く各要件に該当する転入者

世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき30万円を加算する。

(2) 第3条第3号の要件に該当する転入者

世帯の申請の場合にあつては50万円、単身の申請の場合にあつては30万円とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 この要綱において、単身の申請をする対象者は、申請時において次に掲げる第1号の各要件をいずれも満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件のいずれかに該当し、当

該要件のいずれも満たすものとする。世帯の申請をする対象者は、次に掲げる第1号及び第6号の要件をいずれも満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件のいずれかに該当し、当該要件のいずれも満たすものを対象とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定による指定を受けた振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2号第1項の規定による指定を受けた離島の地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定による指定を受けた半島地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条に規定する小笠原諸島をその区域とする市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。この場合において、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

(ア) 令和7年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 笠松町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し18歳以上となり、申請した場合等で、岐阜県及び笠松町が認める場合を除く。
- (エ) その他岐阜県又は笠松町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、国の移住支援事業に係る都道府県が運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) (イ)に掲げる求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（4） 本事業における関係人口に関する要件

ア 支給対象者の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 笠松町内の法人等に就業、または笠松町内で起業する者

（イ） 法人、団体又は個人から、地域との関わりを有する者として推薦された者

（ウ） 岐阜県又は笠松町が実施する移住定住施策への協力の意思のある者

イ 地域の担い手の確保の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当する者

（ア） 農業、林業、漁業に就業、または起業する者

（イ） 自治体や地域づくり団体等に関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組みに恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

（5） 起業に関する要件 申請日以前の1年以内に岐阜県が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

（6） 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和7年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合等で、岐阜県及び

笠松町が認める場合を除く。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号の1又は様式第2号の2)又は就業時間の証明書(様式第2号の3)及び本人確認書類に加え、前条に掲げる対象者要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 岐阜県及び笠松町は、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び笠松町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に笠松町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(就業の場合に限る。)

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に笠松町から転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岐阜県及び笠松町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日告示第21号）

この要綱は、令和2年3月1日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

附 則（令和3年3月9日告示第23号）

この要綱は、令和3年3月15日から施行し、令和2年12月22日から適用する。

附 則（令和3年4月1日告示第80号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第24号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の岐阜県東京圏からの移住支援事業における笠松町移住支援金交付要綱第2条の規定は、令和4年度分以後の予算に係る移住支援金から適用するものとし、令和3年度分以前の予算に係る移住支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月15日告示第18号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に移住した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月23日告示第143号の2）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岐阜県東京圏からの移住支援事業における笠松町移住支援金交付要綱第3条の規定は、施行日以後に笠松町に転入した者に適用し、施行日前に笠松町に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日告示第59号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第76号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岐阜県東京圏からの移住支援事業における笠松町移住支援金交付要綱第3条及び第4条の規定は、施行日以後に笠松町に転入した者に適用し、施行日前に笠松町に転入した者については、なお従前の例による。